



議案第百号

職員団体の業務にもつばら従事する職員に関する条例の廃止について

次のとおり職員団体の業務にもつばら従事する職員に関する条例を廃止することに
ついて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、
本議会の議決を求める。

昭和四十三年十二月二十一日

三朝町長

坂

出

一

雅

巳

昭和四拾参年拾月拾日 原案可決

三朝町議会議長

矢田秀雄

三朝町条例第

号

職員団体の業務にもつばら従事する職員に関する条例を廃止する条例

職員団体の業務にもつばら従事する職員に関する条例（昭和二十八年三朝町条例第三十五号）は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和四十三年十二月十四日から適用する。